

## 自傷行為の防止と正当防衛

- 【文献種別】 判決／横浜地方裁判所  
【裁判年月日】 平成28年1月29日  
【事件番号】 平成27年(わ)第849号  
【事件名】 暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害被告事件  
【裁判結果】 無罪  
【参照法令】 暴力行為等処罰に関する法律1条、刑法204条・36条  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25542108

### 事実の概要

本件は、当時恋愛関係にあった元同僚に対する暴行・傷害事件である。

検察官主張の公訴事実、以下の通りである。

被告人(当時49歳・男性)は、平成27年5月25日午前0時40分頃、被害者方アパートにおいて、同人(当時49歳・女性)に対し、その顔面を殴るなどの暴行を加えた上、持っていた包丁(刃体の長さ約21.3cm)の刃先をその喉元に突き付け、「殺すぞ」などと言い、もって凶器を示して脅迫し、さらに、同人を畳に仰向けに倒して馬乗りになり、その右腕を左手でつかんだ上、その左顔面直近の位置において、包丁の刃先を畳に数回突き刺すなどの暴行を加え、よって、同人に全治約1週間を要する口唇部挫傷、右上腕部挫傷の障害を負わせたものである。

これに対し、被告人は、被害者の腕をつかんだり、平手で頬を叩いたりしたことはあるが、それ以外の暴行や脅迫はしておらず、上記行為についても、被害者が自傷行為に及ぶのを防ぐためにしたものであると供述し、弁護人は、被告人の供述に沿い、暴行行為の一部及び脅迫行為の存在を争うとともに、被告人がした行為については、正当防衛等が成立するとして、被告人の無罪を主張した。

なお、被告人供述の要旨は、以下の通りである。

被害者方で、被告人がトイレに行ったときに右手小指にけがをして血が出た。被告人が水で手を冷やして血を止めてから、2人で酒を飲み始めたところ、被害者が立ち上げた元同僚とのラインのグループトークなどについて口論になった。被害者は、被告人が同グループトークから脱退したこ

とを誤解し、「なんであなたはKの肩を持つんだ。」などと言って逆上して席を立ち、外に出て行こうとした。被告人としては、1年前に被害者が自分でお腹を切ったときのことが頭から離れず、被害者を興奮した状態で外に出すと自分を傷つけてしまうというイメージがあり、被害者が外に飛び出すのを防ぐために制止しようとした。しかし、被害者が殴る蹴るなどして抵抗してきたため、被告人は、被害者を何回も床に組み伏せ、平手で被害者の顔を2、3回叩いた。その後、被告人が組み伏せては被害者が逃げるといふ追い掛け合いが30分位続き、被告人は、被害者以上の突飛な行動に出なければ、その場を収めることはできないと考えて、台所へ行って包丁を手にし、被害者を布団の上に仰向けに倒して組み伏せ、馬乗りになり、左手で被害者の右腕を押さえ、右手に持った包丁の柄を被害者の額の上に乗せ、刃先を被告人の首の方に突き付けた状態で、「刺してもやる。殺してもやる。でもな、自分の大切な人がいつも血だらけになる姿を見る気持ちが分かるか。お前には分からないだろう。だったら俺を刺してみろ。」などと被害者に言った。被害者が少し落ち着いたように見えたので、被告人は、立ち上がって押し入れの方へ向かい、被告人と被害者の間で、被告人が荷物を持って帰るから被害者にかばんを貸してくれと頼み、被害者が断るといふいつものけんかのパターンのやり取りが続いた。被害者の答えが途切れたので被告人が布団の方を振り返ると、被害者がいなくなっていて窓から飛び降りていた。被告人は、被害者を抱えて部屋に戻った。被害者が自分で救急車を呼ぶと言うので被告人は外に出て、救急車が来たのを確認してから、その場を後にした。

## 判決の要旨

横浜地裁は、以下のように判示して、正当防衛の成立を肯定し、被告人を無罪とした（求刑懲役2年）。

### 1 被告人が被害者に対して加えたとされる 暴行・脅迫について

「被害者には、感情的にかなり不安定な面があり、被告人と口論するなどして興奮状態になると、時に自傷行為を含め突飛な行動に出ることがあるのであり、被告人が、興奮して外へ出ようと暴れる被害者を落ち着かせるために、被害者を組み伏せた上、その顔を平手で叩くなどして制止しようとしたが、目を離した隙に被害者が窓から飛び降りていた、という被告人の述べる一連の事実経過は、被害者の行動傾向を踏まえれば、十分あり得る出来事といえる。」

「公訴事実記載の行為のうち、本件で被告人が被害者に対して行ったと証拠上認められるのは、被害者の顔を平手で数回叩いた行為と、被害者を仰向けに倒して馬乗りになり、その右腕を左手でつかんだ行為（以下これらの行為を併せて「本件行為」という。）のみであり、その余の暴行、脅迫の存在については、合理的な疑いが残るといふべきである。」

### 2 正当防衛等の成否について

「被害者には、興奮した精神状態になると、時に自傷行為を含み突飛な行動に出る傾向があり、本件以前に被告人と口論になった際には、被害者が被告人の目の届かない場所に行き自身の胸部又は腹部を包丁で刺すという自傷行為に及んだことが2度あり、本件当夜にも被害者は被告人が目を離した隙にアパート2階の窓から飛び降りて重傷を負っていることも考慮すると、本件当時、相当興奮した精神状態にあった被害者が、その状態のまま外出すれば、何らかの方法により重大な自傷行為に及ぶ現実的危険性があつた疑いを拭い去ることができない。」

思うに、本件で想定される被害者の自傷行為は、被害者が自身の胸部や腹部を包丁で刺すなどという生命に危険が及びかねない行為であつて、自殺関与罪が刑法上規定されていることも踏まえると、違法と評価すべきものと解される。そうす

ると、被告人による本件行為は、被害者が外出して自傷行為に及ばないように被害者を制止する目的からなされたものであり、被害者の生命身体という法益に対する不正の侵害が切迫した状況において、これを防衛するためになされた行為といふべきである。また、女性ではあるが空手の有段者であり、被告人に激しく抵抗していた被害者を制止するには、ある程度の有形力行使は避けられなかったと思われること、本件行為により被害者が負った傷害の程度も全治約1週間にとどまることに照らせば、本件行為は、防衛手段として必要かつ相当なものであつたと認められる。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本判決は、自傷行為を防止するために行われた暴行・傷害につき、正当防衛の成立を肯定し、被告人を無罪としたものである。本件事案は、一見すると、被害者の身体法益を保全するために、他人の身体法益を侵害しているようでもある。その意味も含めて、本判決がいかにして上記結論を導いたのかは非常に興味深い。

この点を検討するには、その前提として、自傷行為の法的性質、及び、正当防衛における侵害法益と保全法益の関係を問題としなければならない。

### 二 自傷行為の法的性質

#### 1 同意傷害の法的性質

自傷行為は一般的に不可罰と解されている<sup>1)</sup>。自傷行為の法的性質を考える際には、同意傷害の法的性質の議論が参考になる。

同意傷害の法的性質をめぐることは、そもそも傷害罪の構成要件に該当しないとする説<sup>2)</sup>、有効な同意がある限り、広く違法性阻却を肯定する説<sup>3)</sup>の他、同意が公序良俗違反ないし社会的に不相当な場合には同意を無効とする説<sup>4)</sup>、生命に危険が及ぶような重大な傷害については同意を無効とする説<sup>5)</sup>等が主張されている。

同意傷害の場合も、傷害結果自体は存在することから、議論の中心は、同意を違法性阻却事由と位置づけた上で、どのような場合に同意が無効とされるかにあるといえる<sup>6)</sup>。

判例・裁判例には、保険金騙取目的の同意を違

法目的に利用するために得られた違法なものとして無効と解したもの<sup>7)</sup> やヤクザの指づめに関する同意を公序良俗違反として無効にしたもの<sup>8)</sup> 等があり、これらは公序良俗違反の場合に同意を無効とする見解に基づくものと思われる。

生命を危殆化する傷害に対する同意を無効とする見解は、刑法 202 条の存在、即ち、同条が生命法益の完全な放棄を許容していないことを根拠としている<sup>9)</sup>。

## 2 自殺の法的性質

他方で、自傷行為が適法か否かを検討する際には、自殺関与罪ないし自殺の法的性質の議論も顧慮すべきである。

自殺関与罪ないし自殺の法的性質をめぐって、近時では、自殺自体は適法であるが、本人の利益のために、他からの干渉が禁じられているとする見解<sup>10)</sup> と生命法益には自殺者の放棄できない国家的法益が含まれており、自殺は不可罰的違法行為であるとする見解<sup>11)</sup> が主に対立している状況にある。前者に対しては、適法行為への関与がなぜ違法になるのか、後者に対しても、不可罰的違法行為に関与した者がなぜ不可罰的違法となるのか等、論難されているのは周知の通りである。

## 3 自傷行為の法的性質

以上の議論を踏まえて、自傷行為の法的性質を検討すると、①自殺が適法であれば当然に自傷行為も適法、②自殺は不可罰的違法行為であるが自傷行為は適法、③自殺は不可罰的事後行為で、場合によっては自傷行為も不可罰的違法の3つに大別できる。①説によれば、傷害には刑法 202 条のような規定が存在しないことを根拠に、他からの干渉も適法とする立場もあれば、逆に、刑法 202 条の存在を根拠に、生命への干渉に準じる場合にのみ違法とする立場もあり得る。②説は、傷害には刑法 202 条に類する規定がないため、他からの干渉も含めて適法と解するものである。③説は、②説を基礎に置きつつ、刑法 202 条の存在を根拠に、生命を危殆化する傷害の場合、自殺と同様、自傷行為を不可罰的違法行為と解する。もっとも、適法と解するそれぞれの場面で、公序良俗違反等の場合には、例外的に違法と解する余地もある。

## 三 自傷行為の防止と緊急行為

### 1 自傷行為の防止と緊急救助

自傷行為が適法であるとするれば、そもそも刑法 36 条の侵害の「不正」性を充足しないため、自傷行為に対する正当防衛の余地がなくなる。本判決は、上記の通り、自傷行為を防止するための暴行・傷害につき正当防衛を肯定したものであるが、その理論構成が問題となり得る。

まず、自傷行為に対する正当防衛が成立するためには、自傷行為が違法でなければならず、次に、自傷行為を防止するための手段が「やむを得ない」ものでなければならない<sup>12)</sup>。

この点、本判決は、自傷行為の違法性について、「本件で想定される被害者の自傷行為は、被害者が自身の胸部や腹部を包丁で刺すなどという生命に危険が及びかねない行為であって、自殺関与罪が刑法上規定されていることも踏まえると、違法と評価すべきもの」としており、刑法 202 条を根拠に、生命を危殆化する傷害につき、自傷行為を違法とする見解を採っている。

その上で、防衛行為の必要性・相当性について、本判決によれば、「女性ではあるが空手の有段者であり、被告人に激しく抵抗していた被害者を制止するには、ある程度の有形力行使は避けられなかったと思われること、本件行為により被害者が負った傷害の程度も全治約 1 週間にとどまることに照らせば、本件行為は、防衛手段として必要かつ相当なもの」とされている。この判示だけでは、自傷行為の防止による保全法益がどの程度に見積もられているかは定かではないが、少なくとも、一定の傷害を正当化し得るものとして捉えられていることは窺える。

このように、本判決は、生命を危殆化する傷害に対する同意を無効とするのと同様に、生命を危殆化する自傷行為を違法と解した上で、自傷行為を防止するための緊急救助を肯定したものと考えられる。

### 2 自殺の防止と緊急避難

これに関連して、自殺を防止しようとした行為に緊急避難等が成立するかが争われた裁判例<sup>13)</sup>がある。

事案は次のようなものであった。

断続的に夫婦げんかが繰り返されている中、妻は夫である被告人の気を引くために飛び降り自殺

の素振りを見せて、室内からベランダへ出て行こうとした。それを見た被告人は、妻が本気で自殺を凶っているものと誤信して、これを制止するため、やむを得ない程度を超えて、同女の両肩を両手で強く突いてその場に転倒させる暴行を加え、よって、同女に対し、右転倒に際し頭部を床面に強打したことによる頭部打撲の傷害を負わせ、同女を右傷害に基づく頭蓋内損傷により死亡させた。

東京地裁は、傷害致死罪につき誤想過剰避難の成立を肯定したが、その際、被害者の自殺行為を「危難」とする前提の下、「やむを得ずにした」ものといえるか否かについて次のように判示している。

「被告人は身長体重等の体格差において被害者よりもはるかに勝っており、被告人が被害者の飛び降り自殺を制止するためには、被害者をその場で取り押さえるなど容易に採り得べき方法が他にいくらかでも存在したものであって、そのことは被告人自身も十分承知していたものと認められるのに、被告人は、前判示のとおり、被害者の両肩を両手で強く突いてその場に転倒させる暴行を加えたものである。したがって、本件暴行は、被告人の誤想した『現在の危難』を前提とした場合においても、避難にやむを得ない程度を超えたものであったことは明らかであって、これを正当化することはできないというべきである」。

この判決においては、「現在の危難」が何に対する危難なのか明示されておらず、防御的緊急避難なのか攻撃的緊急避難なのかも判然としない。むしろ、この事案も、本判決のように、正当防衛類型として扱い、誤想過剰防衛を成立させる余地もあったように思われる。

#### 四 本判決の意義

従来、自傷行為は概して不可罰と考えられてきたが、その不処罰根拠は必ずしも自明ではなかった。本判決は、刑法 202 条の存在を根拠に、生命に関わる重大な傷害については自傷行為についても違法と解し、自傷行為を防止するための正当防衛を肯定している。本判決は、下級審裁判例にすぎないとはいえ、自傷行為の適法化の限界を示すものであって、同意傷害の問題にも一定の示唆をもたらすものといえよう。

#### ●—注

- 1) 例えば、平野龍一『刑法総論Ⅱ』（有斐閣、1987年）253頁は、「現行法は、自傷行為は処罰しない。自傷行為の教唆・幫助も処罰しない。自傷行為は違法でないということであろう」と述べている。
- 2) 林幹人『刑法総論〔第2版〕』（東京大学出版会、2008年）160頁、山中敬一『刑法総論〔第3版〕』（成文堂、2015年）211頁他。なお、前田雅英『刑法総論講義〔第6版〕』（東京大学出版会、2015年）243頁、山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣、2016年）162頁参照。
- 3) 浅田和茂『刑法総論〔補正版〕』（成文堂、2007年）206頁他。
- 4) 大塚仁『刑法概説総論〔第4版〕』（有斐閣、2008年）420頁、団藤重光『刑法綱要総論』（創文社、1990年）222頁他。
- 5) 大谷實『刑法講義総論〔新版第4版〕』（成文堂、2012年）254頁、高橋則夫『刑法総論〔第2版〕』（成文堂、2013年）313頁、内藤謙『刑法講義総論（中）』（有斐閣、1986年）587～588頁、中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』（有斐閣、2015年）17頁、中山研一『刑法総論』（成文堂、1982年）313頁、西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂、2010年）189頁、平野・前掲注1）254頁、松宮孝明『刑法各論講義〔第4版〕』（成文堂、2016年）40頁、山口・前掲注2）175頁他。この見解からは、同意傷害の刑は同意殺との均衡から刑法 202 条の刑を上回ってはならないとされることがある（中森・前掲 17 頁、西田・前掲 189 頁他）。なお、小林憲太郎『因果関係と客観的帰属』（弘文堂、2003年）83頁以下参照。
- 6) 松宮・前掲注5）39頁他参照。
- 7) 最決昭 55・11・13 刑集 34 卷 6 号 396 頁。
- 8) 仙台地石巻支判昭 62・2・18 判時 1249 号 145 頁。
- 9) 浅田・前掲注3）206頁は、「生命に危険を及ぼすような傷害について同意がある場合、事態を正確に認識していれば、通常は同意殺人罪の（少なくとも未必の）故意が認められるであろうから、それで対処すれば足りる。それ以外の場合は、原則として、有効な同意があれば違法性が阻却されるものと解すべき」とする。
- 10) 中森・前掲注5）10～11頁、西田典之『刑法各論〔第6版〕』（弘文堂、2012年）14頁、山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣、2010年）12頁他。
- 11) 大谷實『刑法講義各論〔新版第4版補訂版〕』（成文堂、2015年）17頁、曾根威彦『刑法各論〔第4版〕』（弘文堂、2008年）11～12頁、松宮・前掲注5）28頁他。
- 12) 他の要件として、本判決では、上述の通り、防衛の意思も認定されている。
- 13) 東京地判平 9・12・12 判時 1632 号 152 頁。